

令和3年1月9日

飲食店事業者の皆様へ

酒類の提供を伴う飲食店への営業時間の短縮及び期間の延長要請について

新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中、岐阜県は、本日、独自の非常事態宣言を発令しました。

非常事態緊急対策として、県下全市町村の酒類の提供を伴う飲食店に対して、現行、21時までの営業とするよう求めている営業時間を1時間前倒して20時までとする営業時間の短縮と期間の延長を要請しています。

つきましては、下記のとおり、更なる営業時間の短縮と要請期間の延長にご協力をお願いします。全期間ご協力いただける事業者には、岐阜県より1月11日までの協力金に加えて、下記のとおり協力金が支給されます。

■要請期間 令和3年1月12日（火） 0時から
令和3年2月7日（日） 24時まで

■対象となる施設

・酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

■要件

○営業時間の短縮要請前(令和3年1月12日以前)は、20時以降も営業していた店舗を運営する事業者であること。

○岐阜県の営業時間短縮期間延長・強化要請（令和3年1月12日（火））より前に開業しており、営業実態が明らかに確認できる事業者であること。

○期間中、20時から5時までの休業を実施すること。

○酒類の提供は、11時～19時までとすること。

○詳細は、岐阜県の公式ウェブサイトをご覧ください。

■協力金

1店舗につき108万円

■支給手続き（予定）

申請先：岐阜県

※詳細は、後日岐阜県ウェブサイトに公開予定

■問い合わせ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」専用相談

電話番号：058-272-8192（9時00分～17時00分）

*支給対象店舗に該当しないこともあることを承知願います。



詳細は、岐阜県の公式ウェブサイトをご覧ください